

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第14号

令和5年4月9日執行の千葉県議会議員一般選挙及び千葉県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定による不在者投票を行う場所等は次のとおりである。

令和5年3月31日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 大 高 勝 利

不在者投票を行う場所	千葉県花見川区役所2階 選挙管理委員会事務局	花島コミュニティ センター2階多目的室
不在者投票を行うことができる期間	令和5年4月1日から令和5年4月8日まで	
不在者投票を行うことができる時間	午前8時30分から 午後8時00分まで	午前9時00分から 午後8時00分まで
備考	花見川区の選挙人名簿に登載されている18歳未満の選挙人の不在者投票のみ取り扱う。	